

(1) 土地利用の基本的方向

本市の土地は、市民や市の限られた貴重な資源であるとともに、市民生活や生産・経済活動等の基盤となるものです。このため、本市の土地利用は、公共の福祉を優先しつつも、個人の権利・利益の保護、また自然環境の保全に配慮しながら、市域全体の調和のある発展を目指し、おおむね次に示すエリア区分を基本として進めます。

土地利用図



※土地利用の視点から市域を7つのエリアと5つの交流ラインで表したイメージ図です

凡例			
 都市生活エリア	 田園生活エリア	 臨海景勝エリア	 グリーンベルト
 都市機能エリア	 産業エリア	 自然環境エリア	 土地利用検討エリア